

諮問庁：国立大学法人九州大学

諮問日：平成28年12月2日（平成28年（独個）諮問第28号）

答申日：平成29年3月8日（平成28年度（独個）答申第34号）

事件名：本人に係る保有個人情報の不訂正決定に関連する文書の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人九州大学（以下「九州大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年8月8日付け九大情公第59号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 請求の趣旨及び理由は下記イ及びウのとおりである。以下に要約を記載する。

下記イの趣旨及び理由は、こちらが請求した対象とは全く関係のない間違った文書が2回も続けて九州大学から開示されたことに対し、正しい該当する文書の開示を求める。

下記ウの趣旨及び理由は、九州大学が開示した文書の中に事実と異なる虚偽の記載があるため、その虚偽記載内容に対して異議を申し立てる。関連する各社の人事担当に事実確認したうえで矛盾の解消を求める。

##### イ 【審査請求1】

開示された文書は私が開示請求したものが含まれていない。正しい文書の開示を求める。九州大学より開示されたものは最初の保有個

人情報公開で公開されたものと同じである。私が今回請求したものは最初の保有個人情報公開後に審査請求した際に九州大学が事実関係を“再調査”したと回答した，その事実関係の“再調査”した詳細な記録である。私が訂正申立した項目が十数項目あったが，それぞれに対してどのような方法で証拠を集めて，どのようなプロセス（理屈）で矛盾を解消したのかの記録になる。

九州大学は平成28年8月8日付の九大情公第59号の保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）において，該当する文書が不存在とは回答していないにも関わらず，開示しないのは不適當である。直ちに正しい文書の開示を求める。

開示の際には，再調査の際に九州大学が特定会社Aや特定会社Bや特定会社Cや特定会社Dに対して聞き取り調査を行った日時と，調査の内容，その結果も開示することを求める。また，再調査の際に，特定教員X，特定教員Yなど関係者に対して確認を行った日時も開示することを求める。他にも開示して欲しい対象は最初の開示申立て文書に列挙しているので，確認願う。

#### ウ 【審査請求2】

調査結果等説明記録について，以下の虚偽の記載がある。

調査結果等説明記録の4ページ目，「障害者枠があれば推薦する。大手はなかったはずである」は虚偽である。当時の各社のホームページの採用ページには障害者採用の記載があった。私は各社のホームページの障害者採用のページをプリントアウトして特定教員Xに持って行っている。また，企業がコンプライアンス上，障害者という理由で推薦枠から除外するのは法律違反のはずである。

企業のブランドが傷つくコンプライアンス違反になることが堂々と書かれているのはあり得ない。

また，調査結果等説明記録の4ページ目「③特定会社Dや特定会社Eは特に昔は自由応募であったようです。」は事実に反する。特定教員Xが私に説明したのは「推薦も自由応募もあちこちに掛け合ったが，耳の聞こえない人はどこも採らない」という話だった。特定教員Xが「③特定会社Dや特定会社Eは特に昔は自由応募であったようです」と回答するのは変である。特定教員Xが「自由応募である特定会社Dや特定会社Eにも問い合わせたが耳の聞こえない人は採らないと言われた」と回答していないのは虚偽記載である。特定教員Xが自由応募でも多くの会社は耳の聞こえない人は採らないと私に説明したため，私は特定会社Dや特定会社Eに自由応募での申込を出す機会を逸していることになる。また，特定教員Xが「特定会社Dの推薦については全然記憶にない。その後の対応も覚えてい

ない。もしA（審査請求人名）さんからの依頼があったならば、絶対に応じている。」と証言しているが、その前の証言は「特定会社Dは自由応募である」と明言している。話が矛盾している。また、特定教員Xは、前にも書いたように、「推薦も自由応募もあちこちに掛け合ったが、耳の聞こえない人はどこも採らない」と私に説明し、特定会社Dや特定会社Eはもとより大学が知っている会社はどこも自由応募でも取らないから、自由応募の申請書類を会社に出しても意味がないよ、ということ私に伝えている。もし特定教員Xが自由応募の会社はすべて自由に応募しても構わないと私に伝えているのであれば、私に限らず、どの学生も100社でも200社でも自由応募の書類を特定教員X経由で出しているはずであり、特定教員Xも100社超の自由応募の申請を私から受け付けたと記憶していると証言するのが自然であり、そう証言しないのはおかしい。

特定会社Eや特定会社Dの申請を私から受けていないというのは、特定教員Xが私に対して、自由応募も特定教員Xが知っている会社は全部耳の聞こえない人は採らないと私に伝えたからであり、特定教員Xは虚偽証言していることになる。

それに対して九州大学の報告書が就職の機会を逸したことにはならないという結論は矛盾している。

また特定会社Dが障害者を採らないのであれば、私自身が中途採用で特定会社Dに入れた矛盾がここでは説明されていない。事実、耳が不自由な先輩や後輩が新卒で入ってきて特定会社Dで働いている。この記載は虚偽であると審査請求する。

## (2) 意見書

【審査請求1】に関して九州大学は『「再調査」した記録』ではなく、アカデミックハラスメントの本調査記録そのものを開示するという、本請求の趣旨に沿わない対応をしている。

また、九州大学の言い訳として、本調査の文書を「読み返しただけの行為」を再調査としたとしていて甚だ不適切である。

私の求める「再調査」の定義は、アカデミックハラスメントの本調査記録に記載されていることに関して、

- ・就職活動に関わった各会社に対して直接、本当に障害者は採らないのかを改めて確認した調査記録であること。

- ・アカデミックハラスメントに関わった各関係者（教授など）に改めて記載内容が間違いでないかを確認した調査記録であること。

とする。

これらの調査記録は2016年以降の日付で再調査を行なったものであること。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示請求内容及び開示決定等の概要

本件審査請求に係る開示請求対象は、文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）である。

処分庁は、平成28年6月30日付けで本件開示請求を受理し、法19条2項の規定により開示決定等の期限を延長した上、本件対象保有個人情報について、平成28年8月8日付九大情公第59号で部分開示とする決定（原処分）を行った。

#### 2 審査請求人の主張に対する九州大学の判断及び諮問理由

##### (1) 審査請求人の主張

審査請求の趣旨とその理由については、大要次のとおりである。

- ① 九州大学は、審査請求人に対して、最初の審査請求の際に事実関係を「再調査」と回答した。審査請求人は、九州大学に対して、上記事実関係を「再調査」した記録の開示を求める。

また、九州大学は、平成28年8月8日付け九大情公第59号の「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」において、該当する文書が不存在と回答していない。審査請求人は、九州大学に対して、該当文書の開示を求める。

（審査請求書に記載の【審査請求1】）

- ② 調査結果等説明記録の4ページ目に「障害枠があれば推薦する。大手は無かったはずである。」との記載があるが、当時の各社のホームページの採用ページには障害者採用の記載が存在した。請求者は各社のホームページの障害者採用のページをプリントアウトして特定教員Xのもとに持参している。また、企業がコンプライアンス上、障害者という理由で推薦枠から除外するのは法律違反である。したがって、上記記載は虚偽である。よって、審査請求人は、九州大学に対して、上記記載の訂正を求める。

（審査請求書に記載の【審査請求2】）

- ③ 調査結果等説明記録の4ページ目の「③特定会社Dや特定会社Eは特に昔は自由応募だったようです。」との特定教員Xの回答にかかる記載は、特定教員Xが請求人に「推薦も自由応募もあちこち掛け合ったが、耳の聞こえない人はどこも採らない」と回答していることから矛盾している。

また、「特定会社Dの推薦については全然記憶にない。その後の対応も覚えていない。もしA（審査請求人名）さんからの依頼があったならば、絶対に応じている。」との特定教員Xの証言にかかる記載は、それ以前に「特定会社Dは自由応募である。」と発言していることから矛盾している。

さらに、特定教員Xが、請求人に対して、特定会社Dや特定会社Eはもとより大学が知っている会社はどこも自由応募でも採らないから、自由応募の申請書類を会社に出しても意味がない旨の説明をしている。右説明がなければ、請求人は、特定会社Dや特定会社Eに自由応募の申請書類を提出しているはずである。したがって、請求人は、特定教員Xの説明により、就職の機会を逸したといえる。それにも拘わらず、九州大学の報告書が就職の機会を逸したことにはならないと結論づけたことは矛盾する。

加えて、特定会社Dが障害者を採用しないのであれば、請求人自身が中途採用で特定会社Dに入社できたことや請求者以外にも障害者が特定会社Dに採用されていることを説明できない。

以上より、請求人は、九州大学に対して、上記矛盾する記載の訂正を求める。

(審査請求書に記載の【審査請求2】)

#### (2) 原処分における九州大学の判断

本件対象文書のうち、文書3及び文書4については法14条2号及び5号柱書きに規定する不開示情報に該当するため、九州大学は原処分において部分開示とした。

#### (3) 審査請求人の主張に対する九州大学の判断

審査請求を受け、改めて原処分の妥当性について審査したが、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当と判断したため、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するものである。

##### ア 上記(1)①について

上記(1)①において、審査請求人は、最初に審査請求をした際に、九州大学が事実関係を「再調査」と回答したと主張する。しかし、九州大学は、平成28年9月27日付け九大情公第76号の決定書において、事実関係を「再調査」と回答していない。

また、九州大学は、平成28年6月3日付け九大情公第29号の「保有個人情報を訂正しない旨の決定について(通知)」において、「今回確認を行い、本件委員会において確認及び議決した内容と記録内容に誤りはなかったため、訂正すべき理由はない。また、訂正請求人は本件保有個人情報が記載された法人文書の内容に矛盾があるため訂正すべきである旨の主張も行っているが、訂正請求人の指摘箇所について確認したところ、特に矛盾する点はなく、訂正する必要がない。」と回答しているが、事実関係を「再調査」とは回答していない。

さらに、開示請求している法人文書が、上記「今回確認・・・」に際して用いた記録であるとしても、九州大学は、実際にハラスメン

ト委員会で審議された内容と議事要旨に記載された内容に齟齬がないかを「確認」したに過ぎず、事実関係を「再調査」して「確認」したものではない。

したがって、審査請求人の請求する文書が上記法人文書である場合、これに該当する文書は存在しない。

イ 上記（１）②③について

②及び③の主張は保有個人情報の訂正請求を内容とするものであるが、②及び③の主張は、本件開示決定等に係る審査請求の理由とはならず、判断の必要がない。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成２８年１２月２日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同月１３日      | 審議                |
| ④ | 平成２９年１月１０日 | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑤ | 同年２月１３日    | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年３月６日     | 審議                |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示する原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

２ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (１) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、保有個人情報の不訂正決定に関わる保有個人情報の開示請求であったことから、原処分に当たっては、上記決定に係る事務を行った総務部情報公開事務室において、該当する情報の記録された文書の探索を行い、その全てを特定したものである。

なお、不訂正決定に至る意思決定の過程で、審査請求人に係るハラメント申立事案の処理に際して事務を担当し、訂正請求の対象とされたハラメント調査報告書等を保管している総務部職場環境室に意見照会を行っており（文書１）、それに対する回答（文書２）

を得ているが、同室ではハラスメント調査報告書等の内容、利用目的等から判断して上記回答を行ったものであって、審査請求人が望むようなハラスメント事案の再調査は行っていないため、回答までの過程で新たに作成又は取得された文書等はないことを確認している。

イ 本件の開示請求書の記載には、開示請求の対象となる各保有個人情報について、実際には行われていないハラスメント事案の再調査を前提とし、それぞれを単独の保有個人情報の開示請求であるとした場合には不存在により不開示決定すべきとも考えられたものも含まれているが、その区分も明確ではないので、原処分では、不訂正決定に関わり作成、取得等がなされた文書に記録された保有個人情報を広く特定したものである。

ウ 諮問庁としては、九州大学において文書1ないし文書4の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報が記録された文書は保有しておらず、したがって、原処分における保有個人情報の特定は妥当であったと考える。

(2) 本件対象保有個人情報の作成、取得の経緯及びその内容に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が探索から漏れ、あるいは秘匿されているとすべき事情も認め難い。

したがって、九州大学において本件対象保有個人情報の外に本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、九州大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

平成28年6月3日付の九大情公第29号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）に関連する文書。詳細な内容は開示請求書別紙。

（開示請求書別紙）

以下に，保有個人情報開示請求書における「開示を請求する保有個人情報」の詳細について記載する。

平成28年6月3日付の九大情公第29号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）に関連する文書について，以下のように開示を請求いたします。

■ 本節では九大情公第29号の平成28年6月3日付の九大情公第29号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）の文書中にある「今回確認を行い，本件委員会において確認，及び議決した内容と記録内容に誤りはなかった」ため～」の箇所を対象とします。

#### 【開示請求1】

上記対象箇所における「今回確認を行い～」の確認を行ったことを記録した文書を開示してください。

- ・ 上記文書を作成した日時
- ・ 上記文書の作成者，確認に参加した者の名前
- ・ 上記文書で本件委員会において調査の結果新たに取得した証拠や具体的事実すべて。
- ・ 上記文書で本件委員会において確認した内容すべて。
- ・ 上記文書で本件委員会で議決した内容すべて。
- ・ 上記文書で「訂正請求1」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求2」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求3」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求4」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や



理屈が記載されたもの。

- ・ 上記文書で「訂正請求5」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求6」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求7」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求8」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求9」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求10」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求11」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求12」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求13」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求14」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求15」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。
- ・ 上記文書で「訂正請求16」に対して記録内容に誤りがないと判断するのに使用した証拠，これらの証拠をもとに結論を導き出した過程や理屈が記載されたもの。

- 平成28年6月3日付の九大情公第29号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）の文書中にある「訂正請求人は本件保有個人情報が記載された法人文書の内容に矛盾があるため訂正すべき旨の主張も行っているが、訂正請求人の指摘箇所について確認したところ、特に矛盾する点はなく、訂正する必要がない。」の箇所を対象とします。

【開示請求2】

- ・ 上記文書で「訂正請求3」において、『特定教員Yが特定会社Aに問い合わせて聾啞者は採らないと回答をいただいた』のと『申立人が特定会社Aの総務部長から特定教員Yから問い合わせを受けてないと確認した』の矛盾をどのような証拠をもとにどのようなプロセス（理屈）で解消したのかを記載したものを開示してください。
- ・ 上記文書で「訂正請求4」において、『（12）申立人の就職活動時には特定会社Aは全く知らない会社であった。被申立人特定教員Yがその会社に問い合わせて、ダメだったとメールを受けただけで、採用の機会を逃したとは考えていない。』と記載したのと、『申立人が特定会社Aの総務部長から特定教員Yから問い合わせを受けてないと確認した』の矛盾をどのような証拠をもとにどのようなプロセス（理屈）で解消したのかを記載したものを開示してください。
- ・ 上記文書で「訂正請求5」において、申立て人が“『（3）被申立人特定教員Yは、平成12年4月（実際は平成12年2ないし3月頃）から、申立人を1年次担当であった被申立人特定教員Z（当時）から引き継ぐかたちとなり、研究テーマを与えて研究を行わせ、自らも共同で申立人の研究テーマを手伝うなどし、遅れを取り戻すため真摯に教育研究などの指導を行った。』とありますが、なぜ「遅れ」という言葉を使ったのですか？

ハラスメント委員会の報告書では特定教員Zの対応は「問題なし」となっているので、私が平成12年2ないし3月から研究を始めたとしても「遅れ」たことにならずそれが普通であるということではないでしょうか？

①特定教員Zの対応がまずかったから、私の研究が遅れた

②特定教員Zの対応に問題はなく、私の研究も通常通りの進捗であった

のいずれかであれば矛盾なく記載していることになります。

③特定教員Zの対応に問題はなく、私の研究が遅れた。

というのは矛盾がある”と申立てたことに対してどのような証拠をもとにどのようなプロセス（理屈）で矛盾を解消したのかを記載したものを開示してください。特定教員Zの対応に問題があって、私

の研究が遅れたのか、特定教員Zの対応に問題はなく私の研究も通常の進捗だった。のどちらかになるでしょう。

- ・ 上記文書で「訂正請求6」において、『(4) 申立人は、就職活動時には特定会社Aという会社を全然知らなかったため、当該特定会社Aへの就職をとりわけ希望していたような事実、またそのような意思を被申立人特定教員Yに対して表明していないため、現実に申立人が就職するに当たって申立人の職業選択の意思が妨害されたといえるほどの不利益を受けたとも解されない。』とありますが、事実と異なります。

当時の特定教員Xが推薦枠と自由応募を管理していたため、私が採用エントリーを希望しても特定教員Xの合意なしには推薦書または成績証明書が発行許可されないため、職業選択の自由は大変制限されたものです。職業選択の意思が妨害されています。また、開示文書には職業妨害をした証拠が記載されています。その箇所はハラスメントに係る調査結果報告書3ページの『(12) 申立人の就職活動時には特定会社Aは全く知らない会社であった。被申立人特定教員Yがその会社に問い合わせ～』のところです。職業選択の自由を妨害したうえで、教員が私が知らない会社を押し付けようとしたことが明記されています。この箇所で職業選択の意思が妨害されているのが明らかなのに、職業選択の意思を妨害されていないとした矛盾をどのように解消したのか、その理屈を開示してください。

また、職業選択の意思が妨害されていないと仮定した場合、なぜ申立人の知らない会社である特定会社Aがいきなり出てきて、しかも申立人が問い合わせないにも関わらず、その特定会社Aが耳の聞こえない人を採らないと特定教員Yが私に伝えたことになっているのかを説明した文書を開示してください。

また、申立人が自分で受きたい会社を特定教員Xに申請して、成績証明書を発行してもらってその会社を受ければいいのであるが、実際はそのようになっていない矛盾をどのような証拠をもとにどのようなプロセス（理屈）で解消したのかを開示してください。

- ・ 上記文書で「訂正請求7」において、ハラスメントに係る調査結果報告書4ページ『被申立人特定教員Yは同社が明確に聴覚障害者の面接を拒否したと断言して伝えていない。』とハラスメントに係る調査結果報告書2ページ「難色を示しました（これは断言の表現です）」の記述が矛盾している件について、どのような証拠をもとにどのようなプロセス（理屈）で矛盾を解消したのかを開示してください。
- ・ 上記文書で「訂正請求9」において、ハラスメントに係る調査結果報告書5ページ『また、申立人に対する被申立人特定教員Yの1年時

からの指導を総合すれば、申立人が研究の機会を失したとまで解することはできない』とありますが、ハラスメントに係る調査結果報告書3ページに「遅れを取り戻すため真摯に教育研究などの指導を行った。」とあり、アカデミックハラスメント委員会では“遅れた”と認識しています。遅れた期間のあいだ研究の機会を失したと認識しているにも関わらず、機会を失したとまで解することはできない、を記載するのは矛盾している件について、どのような証拠をもとにどのようなプロセス（理屈）で矛盾を解消したのかを開示してください。

- ・ 上記文書で「訂正請求11」において、調査結果等説明記録3ページ“『上記①は特定教員Yの印象・分析を踏まえた助言であり～』とありますが、これは特定会社Aの公式見解ではなく、「推測」でのことですよね。”に対して、この推測を事実と認定したのであれば特定会社Aに対して行った裏付けの記録を開示してください。
- ・ 上記文書で「訂正請求12」において、調査結果等説明記録3ページ『上記①は特定教員Yとリクルーターの間でのやりとりである』とありますが、私が特定会社Aに確認しましたところ、リクルーターが単独判断で障害者採用について回答することはなく、リクルーターが必ず人事部に確認することになっていると話していました。の件について、この矛盾をどのような証拠をもとにどのようなプロセス（理屈）で矛盾を解消したのかを開示してください。
- ・ 上記文書で「訂正請求13」において、“調査結果等説明記録4ページ『特定会社Dの推薦については、全然記憶にない。その後の対応も覚えていない。もしA（審査請求人名）さんから依頼があったならば、絶対に応じている』とありますが、当時特定会社Dのホームページには障害者採用募集の記載がありましたし、私がそのページをプリントアウトして特定教員Xに持っていています。特定教員Xのところでは門前払いされました。私が特定会社Dに入った後、耳の聞こえない先輩は多数いましたし、私が入社後も耳の聞こえない後輩がいっぱい入ってきました。特定会社Dには特定大学Aや特定大学Bや特定大学Cや特定大学Dなどからも耳が聞こえない人が推薦で入ってきています。九州大学だけ推薦枠がないのは不自然です。アカデミックハラスメント委員会が特定会社Dに問い合わせた結果である、特定会社Dからの公式見解を情報公開してください。もし、該当文書がないのであれば、特定会社Dに問い合わせることで、虚偽記載ではないことを証明したうえで、該当箇所を訂正してください。”の箇所について、この矛盾をどのような証拠（例：特定会社Dに問い合わせた結果としての回答）をもとにどのようなプロセス（理屈）で矛盾を解消したのかを開示してください。

- ・ 上記文書で「訂正請求15」において、九州大学が「訂正請求人は本件保有個人情報が記載された法人文書の内容に矛盾があるため訂正すべき旨の主張も行っているが、訂正請求人の指摘箇所について確認したところ、特に矛盾する点はなく、訂正する必要がない。」の記載をするために、訂正請求を受けて九州大学側が指摘箇所の確認に使用した特定会社Aの回答、および特定会社Dの回答、特定会社Fの回答、特定会社Cの回答、特定会社Bの回答を開示してください。

## 2 本件対象保有個人情報が記録された文書

- 文書1 保有個人情報の訂正請求について（通知）（平成28年度）
- 文書2 保有個人情報の訂正請求について（提出）（平成28年度）
- 文書3 保有個人情報の訂正決定等について（原義書）（平成28年度）
- 文書4 第2回情報公開・個人情報保護委員会資料等（平成28年度）